

# 教育実践から教育制度改革へ

— 研究者の課題と戦略 —

東海女子短期大学 篠原清昭

今日の改革論議のなかで、多くの教育論者の冒す誤りは「教育荒廃論」の大合唱にゆさぶられ、「改革」の必要を前提視してしまうことにある。そこには改革総論を無批判に受け入れ、ていねいに改革各論の展開をつぎ木的（もしくは屋上屋を重ねる式）に陳列し、得意となっている研究者のエトスの枯渇がみられる。改革論議を突き放してみる態度が必要であろう。その上で、既存のものとして公認される傾向にある「改革」それ自体の動機（成立条件）を、「改革」の目的・対象・主体・方法の吟味により、再度客観的にみなおす研究作業をしなくてはならない。また、今回の臨教審第一次答申をとりまく華やかな改革論のアリーナ（活動舞台）からいったん身をひき、舞台の袖から批評家の目で、役者・舞台装置・台詞さらには観客をみる観察作業<sup>(1)</sup>をしなくてはならない。

これらの研究や観察という作業を通して、われわれは「改革」を演繹的に概念から吟味したり、繹帰的に教育の病理実態の事実から吟味したりという本来の得意なしごと<sup>(2)</sup>にたちもどることができる。

## 1. 「下からの改革」とは

仮に、教育改革が真に「改革」として成り立つとするならば、そこには制度レベルとは次元を異にする教育実践レベルの改革指標がなくてはならない。それは、教育実践における矛盾の解明の延長線上に制度改革構想を導くという発想である。いま、その可能性をこの改革論議のなかでスローガンのように表明された「下からの改革」という言葉の分析作業を通してしてみる。

「下からの改革」という言葉は本来、制度主導の改革論（「上からの改革」）に対するカウンター的なスローガンとして使用されている。しかし、同時にそれが政策貫徹のための正当化論として、「国民の参加」論と絡んで逆利用されている現状<sup>(3)</sup>もある。つまり両陣営から使用できる言葉として、一つのトートロジーを構成しているわけである。しかし、それが教育実践における事実法則のもつ重みから制度としての枠へのアプローチというベクトルを意味している点で分析的価値がある。

主体論としてみると、それは教育実践者を改革の受け手から送り手へと位置づける方向性を示す。特に教師に対して、改革の受け手から、自身の教育労働の変革を実践する主導者とする自律

的変革を期待する。これは、運動論サイドの論調でもあろう。しかし、いわば教師の自主性・主体性に期待する論調を、研究者が自らの改革論の結論づけで語ったとしたら、それはある意味で自己完結的な砂あそび的発想ではなかろうか。ナンセンスである。それは、研究者にとって、今日の教育病理の実体は単純に教師個人、学校経営体レベルの「主体性」の強調によって解決しうる「主体論」の問題ではないということである。そうではなく、教育実践にある「教育」の階級的・構造的矛盾のなかで湧き出る病理について、いかに認識し、どう教育制度改革へ止揚していくことができるかという問題、すなわち研究課題の設定が重要である。制度のもつ階級的・構造的矛盾は究極において実践上に発現され、「マクロな制度が実践を規定するという事は確実にある」<sup>(4)</sup>のである。

「下からの改革」は、教育実践から教育改革へのベクトルを意味する。しかし、それは単に現場（教師）優先の主体論（「参加論」）によっては解決されない部分をもつ。より本質的な部分で、教育実践から教育制度改革への関連構造の理論的解明が研究者のしごととして用意されなくてはならない。課題は構造論にある。それは、歴史的に教科研の教育科学論争にみられるように永年の教育学研究者の命題であり、宗像の指摘するように教育科学の目的が「教育の現実に働きかけ、それを改善または改革すること」<sup>(5)</sup>にあったことから当然であるといえよう。自嘲的な意味あいも含めて、あえて言えば教育学研究者は教育改革者なのである。

## 2. 教育実践から教育制度改革へ

本質論的には、教育実践から教育制度改革へつなげていく教育科学理論へのアプローチは、「下からの改革」を認識論において模索することを意味する。ここで、第三の教育改革者である教育学研究者が活躍しなくてはならない。しかし、つなげていく理論の構築はそれほど容易ではない。教育実践と教育制度は相互に独自の領域であり、予定調和的に関係性を保っているわけではない。

剛構造（「教育制度」）に対する柔構造（「教育実践」）、もしくは下部構造（「教育制度」）に対する上部構造（「教育実践」）という（二重な）構造論的把握のまえに、両者が複合的で、相互規定的な交渉（独立変数≠従属変数）をもつという本質性を理解しなくてはならない。つまり、両者が順序よく、ましてや同時に改革されることはないのである。したがって、教育実践から教育制度へという改革のプライオリティ優先による「順序性」の強調は何の意味ももたない。むしろ、実践のなかに制度からの矛盾を、制度のなかに実践からの矛盾を、同時に、個々に探るという位相の異なる二つの発見学習的研究が求められなくてはならない。教育実践から教育制度改革へという構造論的把握は、それによって初めて可能となる。したがって、研究者の戦略ルートは、教育実践および教育制度それぞれのまじめな概念分析から設定される。

### (1) 「教育実践」概念へのルート

ここで求められるものは説明記述的な概念論およびカテゴリー論の範疇での静態的な見方ではなく、事実分析＝認識による問題発見の態度である。こうした態度が欠けると、教育実践研究は容易に「教育の現場を知ること」をさほどの義務とも思わない」冷笑的な客観主義者の批判

を受ける。一般に実践が理論に先行することは知られている。しかし、それが感性・感情・感覚の美化用語に粉飾された明示性の低い「実践記録」による陳腐な命題の羅列や、「いじめ」・「非行」などの問題を単に連呼するはいまわ<sup>る</sup>経験主義の説明だけでは、実践に従属し、実践のために存在するはずの認識を構築することはできない<sup>(6)</sup>。教育実践上の問題実態を制度からの矛盾との関係性において吟味し、具体化と抽象化のくりかえしのなかで錬磨されてくる認識が課題となる。

## (2) 「教育制度」概念へのルート

ここでも教育制度に内在する構造的矛盾が理解されなくてはならない。それは、教育制度が体制内にあって、体制から相対的に独立な組織であることから生じる。教育制度はその本質において体制安定のための維持装置であるとともに、体制変革のための可変装置であるという二重性(矛盾)を問題としなくてはならない。前者(維持装置)が「法制化されている制度」(「上からつくられた制度」)であり、後者(可変装置)が「社会的慣行として承認されている制度」(「下から生まれた制度」)<sup>(7)</sup>であるとすれば、課題は後者、可変装置(「下から生まれた制度」)としての教育制度をいかに認識するかにある。

これは、単に教育制度を「教育目的達成のための組織」とする定義論や、教育という事実価値への距離的な接近可能性(Accessibility)から、教育行政制度と区別する狭義限定論では解決されない。「対象限定はその役割を果たした」<sup>(8)</sup>とみる方が妥当であろう。

むしろ、「当然すぎるほど当然なこと」<sup>(9)</sup>とされる教育のための制度、教育上の目的を達成するための「教育(的)制度」への認識からはじめなくてはならない。そこでは、「教育の組織」や「教育活動の組織」(狭義の教育制度を意味するとされる)が「教育に関係する組織」(広義の教育制度、たとえば教育行政制度を含む。)と、その主体(機構)・方法・目標においてどう異なるのか。あるいは受教育権をどういう形で、どの程度にまで制度化できるのか。「教育制度」の固有性・独自性を解明する上で、解説から研究への転回を求める。

## 注

- (1) その意味での鋭い観察記録的分析として、三上和夫「教育の自由化」(『教育』No.456 国土社、昭和60年、67頁~75頁)がある。
- (2) 本特集『臨教審第一次答申をどう読んだか』に関して、筆者自身の問題関心が「どう読んだか」というより、「どういう態度で読むべきか」にあったため、編集側の意図にそぐわなかった点を深くおわびしたい。
- (3) たとえば、それは臨教審「教育改革に関する第一次答申」の文中では、つぎの文に表わされている。

「今次教育改革の成否は、第一に政府の対応いかんによるが、ひとりひとりの教師、ひとりひとりの親、すべての教育機関および学ぶ者自身を含めて教育に関する者と全国民の改革への意志、

子どもや孫たちへの愛情と責任感にまつところが大きい。」

- (4) 『教育』(No.448, 昭和60年)誌上のシンポジウムでの堀尾輝久氏の発言(26頁)
- (5) 宗像誠也『教育研究法』, 河出書房, 昭和50年, 42頁
- (6) 森岡修一「授業実践の技術と革新の方法」(小島弘道編著『学校改革の課題 - 教育を変える力とはなにか -』, 国土社, 昭和60年所収, 83頁~103頁)に示唆を得た。
- (7) 伊藤秀夫「教育制度論の対象と視点」 真野宮雄編著『現代教育制度』, 第一法規, 昭和52年, 248頁~252頁
- (8) 大野雅敏『教育制度変革の理論』, 有信堂, 昭和58年, 9頁
- (9) 平原春好「教育制度研究の課題 - 『教育制度論序説』, 『現代教育制度』の検討を通して-」, 教育制度研究会, 『教育制度研究』第10号, 昭和52年, 6頁